

建設省河調発第8号

建設省河環発第22号

建設省河源発第5号

平成9年3月31日

北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
地方建設局河川部長
都道府県土木担当部長 殿

建設省河川局水政課長

建設省河川局河川環境課長

建設省河川局開発課長

ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて

近年、ヒートポンプを用いた河川水を熱源とする地域冷暖房等の整備が進められているところであるが、当該水利使用の取扱いについては未だ統一的な審査方法等が定められていないことから、申請手続が円滑に行われていない例が見受けられるところである。

今般、ヒートポンプを用いた水利使用の許可の際の可能な限り定型的な審査方法等を定めることにより手続の簡素化を図ることとし、その当面の取扱いを以下の通り定めたので、今後遺憾のないようにされたい。

記

1 水利使用許可の運用について

(1) ヒートポンプを用いた水利使用の公益性の判断について

ヒートポンプを用いた水利使用については、

- ① 当該水利使用に係る事業が、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）の許可を受けているか、又は受ける見込みが確実であること
 - ② 当該水利使用に係る施設が都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第3号に掲げる都市施設であること
 - ③ 当該水利使用に係る事業が、地方公共団体の条例等に基づく計画に位置づけられていること
 - ④ 当該水利使用に係る事業が、ヒートポンプに関する技術開発の促進を目的としたものであり、かつ、その観点から公的補助を受けていること
- のいずれかに該当する場合は、当該水利使用は公益性があると判断できるものとする
こと。

なお、上記①～④のいずれにも該当しない場合は、地域性等に配慮しつつ、総合的に公益性を判断すること。

(2) 環境に与える影響の検討方法について

ヒートポンプを用いた水利使用に伴う排水が環境に与える影響の検討については、「河川水熱エネルギー利用に係る河川環境影響検討指針（案）」（平成7年建河計発第12号）を参考に行うこと。

(3) その他

(1)及び(2)は、許可事例が少ない中での現段階における当面の取扱いであり、今後の新たな知見を踏まえて必要に応じ見直していくものである。したがって、今後の具体的な事案の処理に当たり疑義が生じた場合には、建設省河川局水政課水利調整室又は開発課水源地対策室あて相談することとされたい。

2 地方公共団体との事前調整について

ヒートポンプを用いた水利使用が同一水系内で多数又は大規模に行われる場合には、河川水温の多大な変化により環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、このよ

うな事態が見込まれる水系においては、情報収集に努め、当該水利使用に係る事業に係る地方公共団体との間で、必要な事前調整を行うよう努めること。

3 情報提供及び助言、指導について

当該水利使用を行おうとする者から照会があった場合には、当該河川についての情報提供及び申請手続、必要資料等に関する助言、指導を積極的に行うこと。